

市有地貸付け 一般競争入札案内書

(谷津一丁目 71 番 1 の一部、71番9、71番10)



令和7年11月

上尾市都市整備部建設管理課

目 次

◆ 市有地貸付け一般競争入札執行要領	- 3 -
1 入札物件	- 3 -
2 入札参加資格	- 3 -
3 貸付けに関する条件	- 3 -
4 平面駐車場に関する条件	- 4 -
5 入札参加の申込み	- 5 -
6 入札保証金の納入	- 5 -
7 入札書の提出	- 6 -
8 開札・落札者の決定	- 7 -
9 くじによる落札者の決定方法	- 8 -
10 契約の締結	- 8 -
11 契約保証金の納入	- 9 -
12 貸付料の納入	- 9 -
13 貸付物件の引渡し	- 9 -
14 質問の受付	- 9 -
15 物件調書	- 10 -
16 土地賃貸借契約書（案）	- 15 -
◆ 入札関係様式	- 18 -
様式1 入札参加申込書兼誓約書	- 18 -
様式2 開札立会申請書	- 19 -
様式3 委任状	- 20 -
様式4 入札保証金還付請求書	- 21 -
様式5 入札書	- 22 -
様式6 質問書	- 24 -

【問い合わせ先】

〒362－8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号 本庁舎6階
都市整備部 建設管理課 境界・用地担当

T E L 048－775－8597（直通）

F A X 048 - 775 - 9906

メールアドレス s404500@city.ageo.lg.jp

ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s58000/>

◆ 申込みから契約締結までの流れ

入札参加の申込み

- (1) 申込期間 令和7年11月21日(金)～12月4日(木)
(土日祝日を除く午前9時～午後5時)
- (2) 申込場所 上尾市役所6階 建設管理課
- (3) 申込方法 持参 (郵送、電話、FAX等による申込みは不可。)



入札保証金の納入

各自が見積もった入札金額の100分の5以上(円未満は切上げ)の額を、「入札保証金」として納入



入札書の提出

- (1) 提出方法 持参又は書留郵便(一般書留又は簡易書留)により提出
- (2) 到達期限 令和7年12月11日(木) 午後5時 ※必着
- (3) 提出先 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
都市整備部 建設管理課 境界・用地担当



開札・落札者の決定

- (1) 開札日時 令和7年12月12日(金) 午前10時～
 - (2) 会場 上尾市役所7階 701会議室
- ※入札参加者又はその代理人は、開札への立会いを申請することができます。



契約

- (1) 落札者は、落札日から7日以内に、市と賃貸借契約を締結してください。
- (2) 落札者は、契約締結時に「契約保証金」(落札額の100分の10以上)と「入札保証金」の差額を、市が発行する納付書で納付してください。

◆ 市有地貸付け一般競争入札執行要領

1 入札物件

物件 番号	所在地	地積（実測）	予定価格 （最低貸付価格）
1	上尾市谷津一丁目 71 番 1 の一部	174.12 m ²	7,140,036 円（年額）
	上尾市谷津一丁目 71 番 9	255.78 m ²	
	上尾市谷津一丁目 71 番 10	1,338.66 m ²	

※現在は平面駐車場として、令和8年3月31日まで貸付中

2 入札参加資格

次の掲げる要件をすべて満たす法人

- ①国税及び地方税を滞納していないこと。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③駐車場の運営の契約を、市若しくは県又は他の地方公共団体と1回以上締結した実績を有すること。

3 貸付けに関する条件

（1）貸付物件の用途

平面駐車場としての利用になります。

（2）貸付けの方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けとします。なお、貸付契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とします。（借地借家法は適用されません。）

（3）貸付期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。（対象物件返却の際の原状回復工事が発生した場合は賃貸借契約期間内に行ってください。）

（4）貸付料

賃借人として決定した者の落札価格を年額の貸付料とします。

契約期間中、貸付料の見直しは行いません。賃借人が実測した結果、土地面積に誤差が生じた場合でも貸付料の変更はありません。

（5）その他の費用

平面駐車場の維持管理、修繕等に係る費用は、（4）の貸付料とは別に賃借人の負担とします。

（6）貸付物件の引渡し

貸付物件は、現賃借人が所有物の撤去を行い、原状回復が行われた後に、令和8年4月1日に新賃借人に引き渡します。なお、市、現賃借人及び新賃借人の協議によってはこの限りではありません。

（7）使用上の制限等

賃借人は、貸付物件を契約の目的以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、若しくは転貸しすることはできません。

(8) 賃借人の義務

- ① 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって対象物件を使用してください。
- ② 賃借人には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。
- ③ 賃借人は、上尾市が貸付物件の管理上必要な事項を賃借人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- ④ 貸付物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮してください。

(9) 契約の解除

- ① 地方自治法第238条の5第4項に定めるもののほか、本要領で定める事項に違反した場合は契約を解除することがあります。また、この場合、上尾市又は第三者に損害を与えたときは、すべて賃借人の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ② 上尾市が賃貸借物件を公用又は公共用に供する必要性が生じたときは、契約を解除することがあります。

4 平面駐車場に関する条件

(1) 関係法令等の遵守

駐車場を整備、運営するに当たり、関係法令等を遵守してください。また、次の法令若しくはその他関係法令に基づく届出又は申請が必要な場合は、賃借人が手続きを行ってください。なお、手続きに係る費用は、賃借人の負担とします。

- ① 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ③ 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第11号）
- ④ 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年条例第42号）
- ⑤ 埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）

(2) その他条件

- ① 貸付物件に出入口を新設する場合には、道路管理者と協議の上、工事にかかる費用は賃借人の負担とします。
- ② 駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、賃借人が一切の責任で行ってください。
- ③ 整備工事の際は、近隣の迷惑にならないよう、騒音や振動等に十分配慮してください。
- ④ 飲料用自動販売機やその他工作物等を設置する場合は、事前に上尾市へ届出を行った上で設置してください。
- ⑤ 出入口については、市道21408号線からの出入りを想定しています。

5 入札参加の申込み

- (1) 申込期間 令和7年11月21日(金)～12月4日(木)
(土日祝日を除く午前9時～午後5時)
- (2) 申込場所 上尾市役所6階 建設管理課
(上尾市本町三丁目1番1号)
- (3) 申込方法 持参(郵送、電話、FAX等による申込みは不可。)
- (4) 提出書類 次のア～オに掲げる書類(発行後3か月以内のもの)
- ア 入札参加申込書〔様式1〕
 - イ 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
 - ウ 事業者概要(会社案内書、営業経歴書、パンフレット等)
 - エ 直近2か年の地方税(法人市民税)の納税証明書
 - オ 事業実績説明書(駐車場の運営の契約を、市若しくは県又は他の地方公共団体と1回以上締結した実績を有することが証明できるもの)

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

※提出された書類は、今回の入札以外には使用しません。

提出書類に不備等がないことを確認した後、「一般競争入札参加証」及び入札保証金の「納付書」を交付します。

なお、入札参加者又はその代理人は、事前に申請することで、開札に立ち会うことができます。立会いを希望する場合は、入札参加申込みの際に「開札立会申請書」(P. 19)を提出してください。

代理人が立ち会う場合は、併せて委任状(P. 20)も持参してください。

6 入札保証金の納入

入札参加者は、各自が見積もった入札金額の100分の5以上(円未満は切上げ)の額を「入札保証金」として、入札申込みの際に交付される納付書により納入してください。

- ・入札保証金は、入札書を提出する前までに金融機関等において納入した上で、「納付書兼領収書」(以下「領収書」という。)の写しを入札書と同時に提出する必要があります。領収書が同封されていない場合、入札は無効となりますので注意してください。
- ・落札者となった方が期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は返還しません。
- ・落札者以外の方(入札に参加しなかった方を含む。)は、入札保証金の返還を請求することができます(P. 21)。なお、入札保証金には利息は付しません。

7 入札書の提出

入札参加者は、次のとおり入札書等を提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は書留郵便（一般書留又は簡易書留）
- (2) 到達期限 **令和7年12月11日（木）午後5時 ※必着**
- (3) 提出先 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市 都市整備部 建設管理課
- (4) 提出書類
 - ① 入札書（P. 22）※内封筒に封入して送付すること（下記参照）。
 - ② 一般競争入札参加証
 - ③ 入札保証金に係る領収書の写し
 - ④ 入札保証金還付請求書（P. 21）
- (5) 入札金額は、年額の貸付料（最低貸付価格以上）を記入ください。なお、貸付物件の貸付料に係る消費税については、消費税法第6条第1項に基づき、課税の対象となりません。

入札書の提出方法

※次のとおり、必ず二重の封筒で提出してください。

＜内封筒＞

- ・表面に所定の事項（下図のとおり）を記入してください。
- ・入札書（提出書類①）を入れ、封緘してください。

物件番号1 入札書在中 開札日 令和7年12月12日 法人名称

＜外封筒＞

- ・表面に送付先等（下図のとおり）を記入してください。
- ・内封筒（入札書を封入したもの）、提出書類②、③及び④を入れて封入してください。
- ・郵送の場合、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により送付してください。

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市都市整備部建設管理課 あて	市有地貸付け入札書在中 (提出者の住所・氏名)
---	--------------------------------

＜重要＞入札の無効について

次のような入札は「無効」となりますので、十分に注意してください。

- ・入札参加資格のない者が行ったもの
- ・期限までに到達しなかったもの
- ・所定の提出方法以外の方法で提出されたもの
- ・二重封筒によらずに提出されたもの
- ・入札保証金の納入が確認できないもの又は額が不足しているもの
- ・記載事項が不明なもの又は記名押印のないもの
- ・入札書の金額を訂正したもの
- ・同じ物件について、2通以上の入札書を提出したもの
- ・その他法令等に違反したもの

8 開札・落札者の決定

期限までに到達した入札書について、次のとおり開札を行い、予定価格（最低入札価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

なお、入札参加者又はその代理人は、事前（前日まで）に申請した場合に限り、開札に立ち会うことができます。

- (1) 開札日時 令和7年12月12日（金） 午前10時～
- (2) 会 場 上尾市役所7階 701会議室
- (3) そ の 他 入札参加の申込み時点で入札参加者が1者のみであった場合でも入札を行います。
落札者となるべき同価の入札者が2者以上であった場合は、くじにより落札者を決定します。

入札の結果については、開札後、落札者に電話連絡します（落札されなかった方には連絡しませんので、ご了承ください。）。

また、開札後1週間以内に、上尾市ホームページに落札情報（落札価格、落札者の個人又は法人の別及び落札者が法人の場合は、落札者の名称）を掲載しますので、あらかじめご了承ください。

入札保証金の還付について

- ・入札保証金は、開札の日から1か月以内に、「入札保証金還付請求書」において指定された振込口座へ振り込みます。ただし、落札者となった方が期限までに契約を締結しない場合は返還しません。
- ・落札者が納入した入札保証金は、返還せずに貸付料（又は契約保証金）の一部に充当します。

9 くじによる落札者の決定方法

落札者となるべき同価の入札者が2人以上であった場合は、くじにより落札者を決定します。

くじの方法は以下のとおりです。

くじの方法

- (1) 入札参加申込みの受付番号の順により、同価の入札者に0から順位を付します。
- (2) 応札者はあらかじめ入札書のくじ番号欄に任意の3ケタのくじ番号を記載します。(記載がない場合のくじ番号は「999」とします。)
- (3) 同価の入札者のくじ番号を合算し、同価の入札者数で除した余りを求めます。
- (4) (2) で求めた余りと同じ順位の者を落札者とします。

【例】

応 札 者	A	B	C	D	E
受 付 番 号	1	2	3	4	5
入 札 額 (円)	7,500,000	7,450,000	7,500,000	7,470,000	7,500,000
く じ 対 象	○		○		○
受 付 番 号 の 順	0		1		2
く じ 番 号 (応 札 者 が 決 定)	7 2 5	0 1 2	1 2 6	1 0 0	9 9 9
く じ 番 号 合 計	1, 8 5 0 (7 2 5 + 1 2 6 + 9 9 9)				
合 計 を 同 価 の 入 札 者 数 で 除 し た 余 り	1, 8 5 0 ÷ 3 者 ≒ 6 1 6 余 り 2				
落 札 者					○

くじ対象者のくじ番号の合計『1, 8 5 0』を対象者数『3』で除した余りが『2』となり、受付番号の順で『2』を付された**応札者E**が落札者となります。

10 契約の締結

落札者は、開札の日から7日以内に、市と賃貸借契約を締結してください(契約書の内容は、P. 15～17 参照)。

なお、期限までに契約を締結できない場合は、落札は無効となり、入札保証金は返還できませんので、注意してください。

1 1 契約保証金の納入

落札者は、契約締結時に「契約保証金」（売買代金の 100 分の 10 以上）を納入して下さい。

なお、入札申し込み後に納付した「入札保証金」は契約保証金に充当することができます。充当する場合は、入札保証金との差額を上尾市が発行する納付書により納入してください。

ただし、入札保証金の額が落札額（年額）の 100 分の 10 以上ある場合は、契約保証金の納入は不要です。

1 2 貸付料の納入

落札者は、契約書の規定に基づき発行する納付書により、指定する期日までに納付してください。

なお、落札者が納付した入札保証金及び契約保証金は、貸付料の一部に充当することができます。

1 3 貸付物件の引渡し

貸付物件は、現賃借人が所有物の撤去を行い、原状回復が行われた後に、令和 8 年 4 月 1 日に新賃借人に引き渡します。なお、市、現賃借人及び新賃借人の協議によってはこの限りではありません。

1 4 質問の受付

この要領等に関する質問は、質問書（P. 24）により以下のとおり受け付けます。提出方法は F A X 若しくは E メールとします。

（1）受付期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）～令和 7 年 12 月 4 日（木）

（2）提出先 上尾市都市整備部建設管理課 境界・用地担当

FAX : 048-775-8597

E-mail : s404500@city.ageo.lg.jp

（3）回 答 令和 7 年 12 月 8 日（月）までに建設管理課ホームページ上に掲載します。

1 5 物件調書

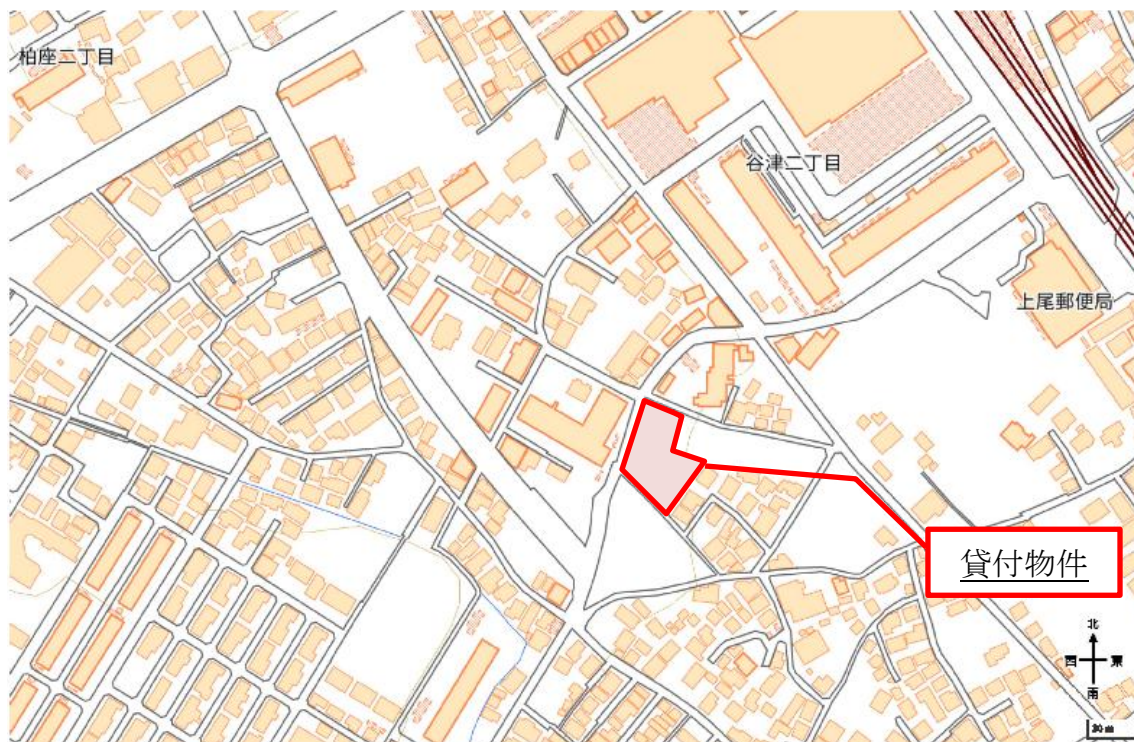
物 件 調 書

物件番号		1		予定価格		7,140,036 円（年額）		
物件の表示	所在		地番		地目	面積		
	上尾市谷津一丁目		71 番 1 の一部		宅地	174.12 m ²		
	上尾市谷津一丁目		71 番 9		宅地	255.78 m ²		
	上尾市谷津一丁目		71 番 10		宅地	1,338.66 m ²		
	計(貸付部分)					1,768.56 m ²		
法令に基づく制限	都市計画法	区域区分		市街化区域				
		計画道路		都市計画道路仲町谷津線				
	建築基準法	用途地域		第二種住居地域				
		建蔽率		60%		容積率	200%	
		接面道路との関係		北側幅員約 3m及び西側幅員約 5mの市道に接する				
交通機関	JR 高崎線上尾駅			約 650 m				

参考事項

- ・ 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。必ず購入希望者において現地及び関係法令等について調査確認を行ってください。
- ・ 貸付物件の用途は平面駐車場に限定します。
- ・ 貸付物件は都市計画道路の仲町谷津線計画用地です。
- ・ 北側に市道 20742 号線（幅員約 3m）、西側に市道 21408 号線（幅員約 5m）と接しています。
- ・ 出入口については、市道 21408 号線からの出入りを想定しています。

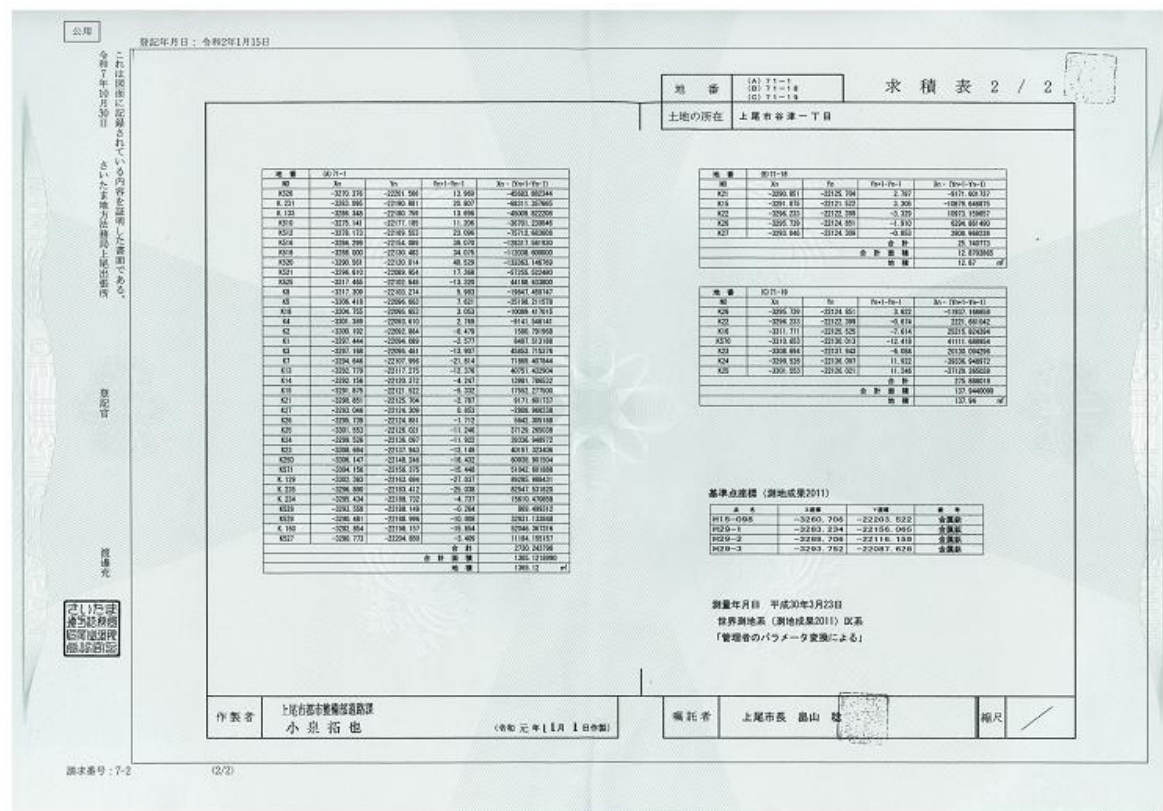
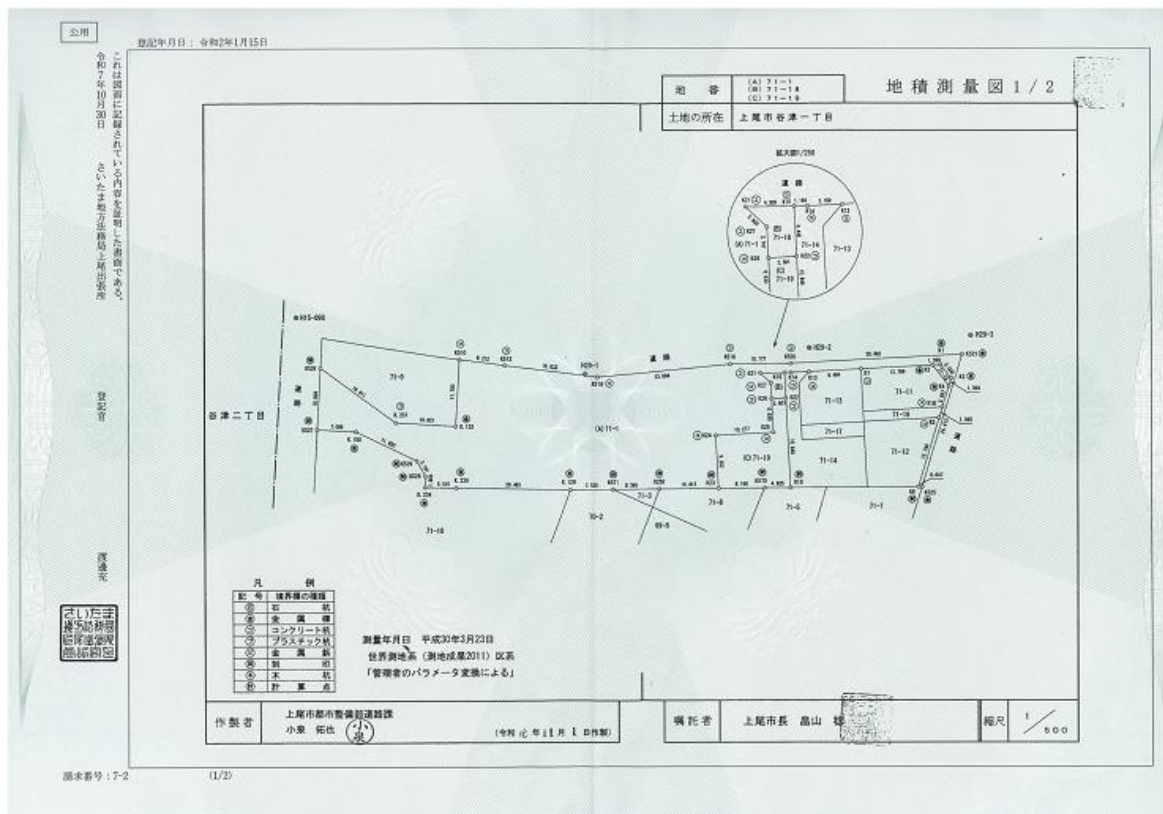
案内図



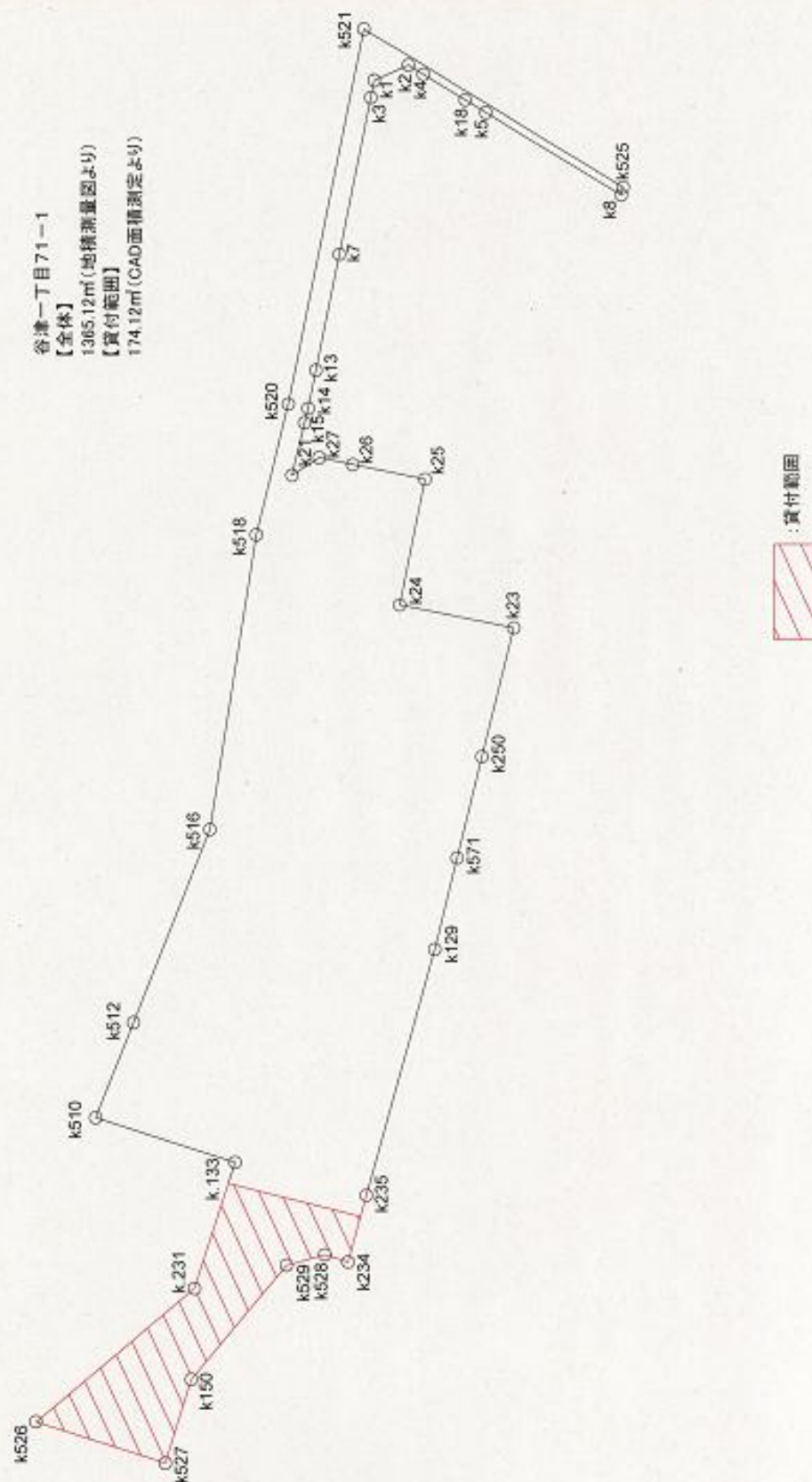
航空写真



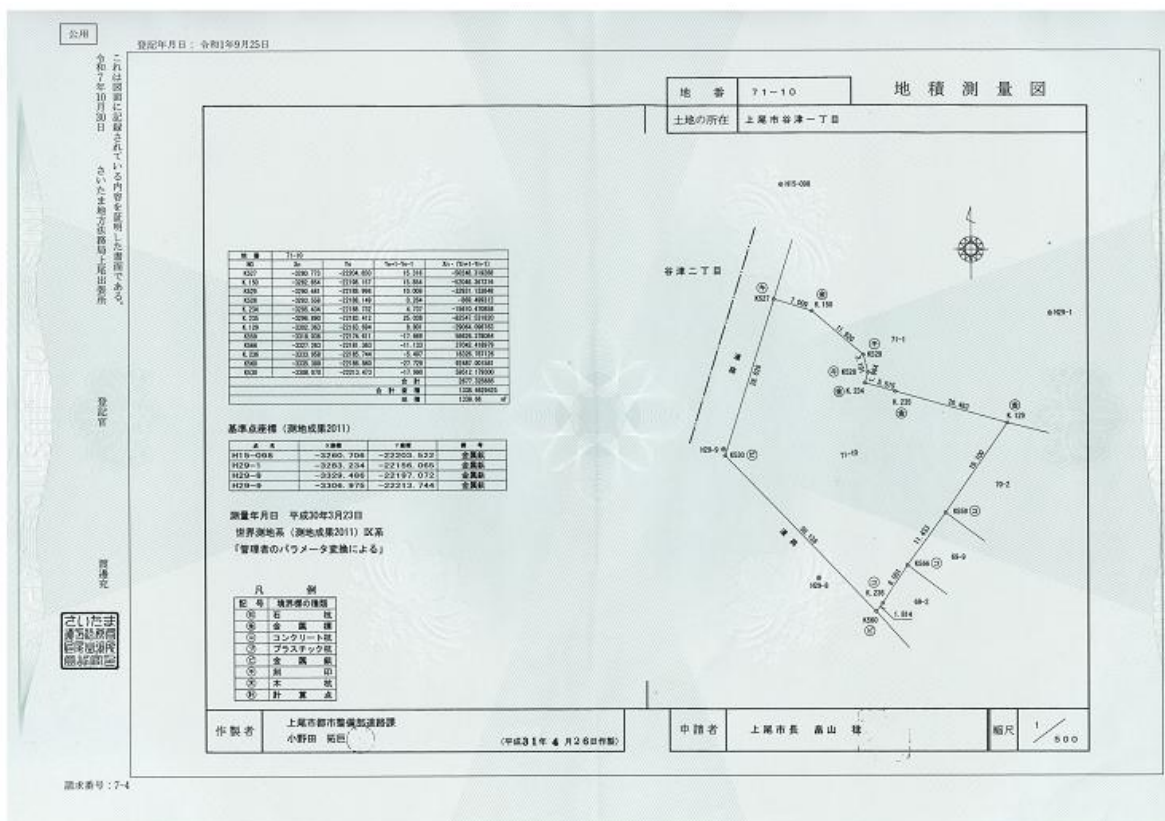
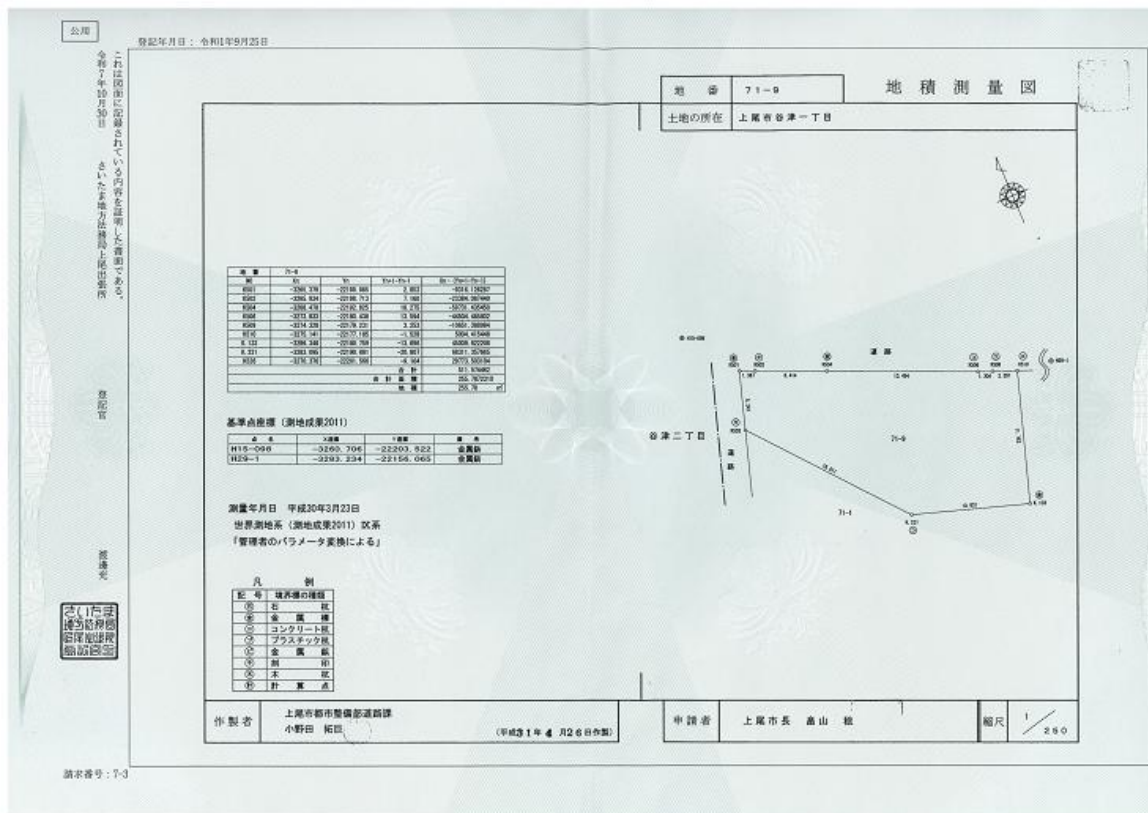
地積測量図（谷津一丁目 71 番 1）〔令和元年作製〕



貸付面積計算書



地積測量図（谷津一丁目 71 番 9、71 番 10）〔平成 31 年作製〕



16 土地賃貸借契約書（案）

土地賃貸借契約書（案）

土地の賃貸借について、上尾市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「賃貸借物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在	登記地目	現況地目	地積（㎡）
上尾市谷津一丁目71番1の一部	宅地	雑種地	174.12
上尾市谷津一丁目71番9	宅地	雑種地	255.78
上尾市谷津一丁目71番10	宅地	雑種地	1,338.66
計			1,768.56

（使用の目的）

第2条 乙は、賃貸借物件を、平面駐車場の用途に供するものとする。

2 乙は、甲が認めたとき、飲料用自動販売機を設置することができる。ただし、アルコール類は販売できないものとする。

（契約の前提条件）

第3条 乙は、令和7年11月〇〇日に入札公告した「市有地貸付け一般競争入札案内書」に定める「3 貸付けに関する条件」及び「4 平面駐車場に関する条件」を了承し、これを遵守しなければならない。

（賃貸借の期間）

第4条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、年額金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

2 本契約の始期及び終期において、1年に満たない端数の期間が生じた場合には、当該月の賃料は月額計算により算出した額とする。

3 賃貸借料は、年2回払いとし、甲が発行する納付書により、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（延滞損害金）

第6条 乙は、前条第3項に規定する日までに賃貸借料を支払わなかったときは、当該賃貸借料に対する当該日の翌日から納付した日までの期間について、年14.6パーセントの割合による金額を延滞損害金として、甲の発行する納付書により支払わなければならない。

（費用負担）

第7条 設置機器に要する電気料金、賃貸借物件の設計、整備、運営、維持管理、修繕及び撤去等に係る費用は、乙の負担とする。

2 乙は、賃貸借物件について必要経費又は有益費を支出したとしても、甲に対してその償還を請求することはできない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、賃貸借物件の種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを発見したとしても、目的物の修補又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、既払いの賃料の返還、賃料の減額の請求、損害賠償の請求及び本件契約の解除をすることができない。

(目的外使用・譲渡等の禁止)

第9条 乙は、賃貸借物件を契約の目的以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(賃借人の義務)

第10条 乙は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を負う。

3 甲が賃貸借物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙はその事項を遵守しなければならない。

4 乙は、賃貸借物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が賃貸借物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(賃貸借物件の返還)

第13条 乙は、第4条に定める賃貸借の期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約を解除されたときは、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復し、次の各号に掲げる期日までに甲に返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りではない。

(1) 賃貸借の期間が満了したとき 当該期間の満了日

(2) 本契約を解除されたとき 甲が指定する日

2 乙は、前項各号に掲げる期日までに甲に対して賃貸借物件を返還できない場合には、当該期日の翌日から起算して当該物件を返還した日まで、1日につき30,000円を損害金として甲に対して支払わなければならない。

3 第1項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費を、乙に対して求償することができる。

(損害賠償)

第14条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(諸変更の届出)

第15条 乙は、次に掲げる事項を変更したときは、直ちに甲に対し書面をもって届

け出なければならない。

- (1) 氏名及び商号
 - (2) 住所及び本店所在地
 - (3) 代表者
- (契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第17条 甲又は乙が、この契約から生じる紛争につき訴訟を行う場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。

(信義誠実等の義務)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市
上尾市長



乙 所在地
名称
代表者



受付番号：

◆ 入札関係様式

様式 1 入札参加申込書兼誓約書

入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 上尾市長

下記の市有地貸付け一般競争入札に参加したいので、条件、内容等を承諾の上、申し込みます。

また、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び上尾市暴力団排除条例第 2 条の規定に該当しないことを誓約します。

記

1. 入札参加申込物件

物件番号 1

所在地 上尾市谷津一丁目 71 番 1 の一部、71 番 9、71 番 10

2. 入札参加申込者

住所又は所在地	
氏名 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

3. 添付書類

- ☐ ①履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- ☐ ②事業者概要（会社案内書、営業経歴書、パンフレット等）
- ☐ ③直近 2 か年の国税（法人税・消費税及び地方消費税）及び地方税（法人市民税）の納税証明書
- ☐ ④事業実績説明書（駐車場の運営の契約を、市若しくは県又は他の地方公共団体と 1 回以上締結した実績がわかるもの）

注意：申込日及び太枠内を記入してください。

添付書類は、最新の内容が記載されたものを添付してください。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

提出された書類は、今回の入札以外には使用しません。

2 人以上の方が連名で参加を申し込む場合は、全員の住所、氏名等を記入及び押印の上、代表となる方（入札書を提出する方）1 人を指定してください（記入欄が足りない場合は、別紙（様式は任意）に記入の上、添付してください。）。

様式2 開札立会申請書

開札立会申請書

令和 年 月 日

(宛先) 上尾市長

住所又は所在地	
氏名 (法人名・代表者名)	
電話番号	

下記の市有地貸付け一般競争入札に係る開札に立ち会いたいので、申請します。

記

1. 件 名 市有地貸付け一般競争入札
2. 開札日時 令和7年12月12日(金) 午前10時～

----- (以下は、記入しないでください。) -----

開札立会申請書 (控)

1. 件 名 市有地貸付け一般競争入札
2. 開札日時 令和7年12月12日(金)
10時00分

承諾印

--

- ※ 開札当日は、本申請書の控えを持参してください。
- ※ 代理人が立ち会う場合は、併せて委任状も持参してください。

様式 3 委任状

委 任 状

(あて先) 上尾市長

私は、_____を代理人と定め、下記の市有地貸付け一般競争入札に関する入札の一切の権限を委任します。

記

物件番号 1

所 在 地 上尾市谷津一丁目 71 番 1 の一部、71 番 9、71 番 10

入 札 者

住 所
(所 在 地) _____

氏 名
(法 人 名)
(代 表 者 名) _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式4 入札保証金還付請求書

入札保証金還付請求書

令和 7 年 12 月 12 日

(宛先) 上尾市長

住所又は所在地	
氏名 (法人名・代表者名)	⑩
電話番号	

下記の入札において納入した入札保証金について、還付を請求します。

記

1. 件 名 市有地貸付け一般競争入札

2. 開札日時 令和7年12月12日(金)

3. 請 求 額 ㍿ _____ 円
(入札保証金として納入した額を記入してください。)

4. 振込口座 ※正確に記入してください。

金融機関		支店名	
口座種別	普 通 ・ 当 座	口座番号	
カナ 口座名義			

様式5 入札書

入 札 書

市有地貸付け一般競争入札参加要領、物件調書、物件現場等を熟知の上、下記のとおり入札します。

物件番号 1

所 在 地 上尾市谷津一丁目 71 番 1 の一部、71 番 9、71 番 10

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額									

くじ番号			
------	--	--	--

令和 年 月 日

住 所
(所 在 地) _____

入 札 者

氏 名
(法 人 名)
(代 表 者 名) _____ 印

- ※ 金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥を記入すること。
- ※ 金額の訂正はしないこと（訂正したい場合は、新しい用紙を使用すること。）。
- ※ くじ番号は任意の3 ケタの数字を記入すること。
- ※ 日付は、開札の日を記入すること。
- ※ 住所（法人にあっては、所在地）及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入し、必ず押印すること（個人の場合は、認印可）。

記入例

入 札 書

市有地貸付け一般競争入札参加要領、物件調書、物件現場等を熟知の上、下記のとおり入札します。

物件番号 1

所 在 地 上尾市谷津一丁目 71 番 1 の一部、71 番 9、71 番 10

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

くじ番号	〇	〇	〇
------	---	---	---

令和 7 年 12 月 12 日

住 所 上尾市本町〇丁目〇番〇号
(所 在 地)

入 札 者

氏 名 株式会社〇〇〇〇

(法 人 名)

(代 表 者 名) 代表取締役 〇〇 〇〇 印

- ※ 金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥を記入すること。
- ※ 金額の訂正はしないこと（訂正したい場合は、新しい用紙を使用すること。）。
- ※ くじ番号は任意の3 ケタの数字を記入すること。
- ※ 日付は、開札の日を記入すること。
- ※ 住所（法人にあっては、所在地）及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入し、必ず押印すること（個人の場合は、認印可）。

様式6 質問書

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 上尾市長

住所又は所在地	
氏名 (法人名・代表者名)	
電話番号	

市有地貸付け一般競争入札参加要領に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

番号	ページ	質 問 事 項